

暮らし悠々



2018年 春号
平成30年3月25日発行

Vol.27

『暮らし悠々』の定期購読(無料)をご希望の方は、
スマイルケアカスタマーセンターへ

カスタマーセンター
電話番号



0120-098-298

特集

高齢者の「権利擁護」とは？

誰もが住み慣れた環境で安心して暮らせる社会を構築するために

介護や医療など、様々な社会福祉サービスが利用できる現代でも、万が一自分の判断能力が失われたときのことを考えて、財産管理等に不安を抱きながら暮らす高齢者も少なくありません。誰もが本当の意味で各種サービスの恩恵を享受できる社会を実現するには、高齢者の権利を守るための支援が不可欠。今回は、武蔵野市福祉公社が運営する「武蔵野市立高齢者総合センター」の服部哲治所長に、社会福祉分野における「権利擁護」の必要性と、現状の課題についてお聞きしました。

Q 高齢者福祉における「権利擁護」とはどのようなものですか？

A まず、「権利擁護」という言葉の意味を確認しておきましょう。広い概念には「人権」を守ること含まれますが、一般的には本人が有する財産や生活上の様々な権利侵害を予防したり、侵害された権利を救済したり、さらには権利の行使を支援したりすることも「権利擁護」の一環として位置づけられます。

社会福祉の分野では、高齢者や障害者に可能な限り自分の意思に基づいてサービスを利用していただくために、様々な相談援助や財産管理のサポート等が行われています。後にご紹介する「成年後見制度」もそのひとつ。「権利擁護」は、加齢や疾病等により自ら物事を判断できなくなった方を護るための制度です。利用者の尊厳を確保し、本人の立場に立って様々な福祉サービスの利用を支援する仕組みを構築することは、超高齢社会へと突き進む日本の急務と言えます。

Q 今、なぜ「権利擁護」が必要とされているのですか？

A 現在、高齢者を支える介護保険等のサービスの利用方式は、「措置制度」から「契約制度」へと移行しています。国や自治体だけでは拡大し続ける社会福祉のニーズに対応しきれない実

態があるからですが、ここで大きな問題が生まれました。

契約による福祉サービスでは、利用者や事業者は独立対等であることが大前提。でも、記憶力や理解力、判断力が衰えた高齢者の場合は、事業者との間で独立対等性が維持できません。そこで必要となってくるのが「権利擁護」です。現在は、契約段階における「事業者情報の開示」やサービス提供段階における「苦情申し立て」が制度化されており、利用者の事業者に対する情報力不足・交渉力不足を補う役割を果たしています。

Q 介護や福祉の現場で「権利擁護」が行われる流れを教えてください。

A 実際の現場で制度の要となっているのは、ケアマネジャーです。ケアマネジャーは、利用者にとって最も身近な専門職。利用者の意思決定を支援する役割も期待されています。

具体的な流れとしては、「権利擁護」が必要となる場合、まずケアマネジャーが地域包括支援センターに利用者を紹介します。地域包括支援センターでは、様々な状況を総合的に判断し、他の公共機関とも連携しながら最適な制度の利用方法について検討されることとなります。



Q 親族がいない高齢者の「権利擁護」はどのように行われますか？

A 少子高齢無縁社会の進行により、親族がいなかったり、いても関係性が希薄な高齢者も数多く存在しますが、「権利擁護」の観点からも様々な課題が発生します。たとえば、「成年後見制度」を活用するとき、「成年後見制度」とは、認知症の方や判断能力が欠如している高齢者をフォローするために、本人に代わって成年後見人が身上配慮や財産管理を行う制度のことで、左記のような仕組みになっています。

成年後見制度



ただ、ここで問題となるのは成年後見制度利用開始の時期。認知症が進行し、財産管理に著しい不都合が生じてから成年後見の申し立てを検討しはじめたのでは、財産や親族調査に多大な労力が伴います。将来に備えて予め任意後見受任者(将来の任意後見人)と契約しておく等、本人の判断能力が低下する前から準備を進めておくことが大切です。

Q 高齢者が自分の権利を自分自身で守るには、どうしたら良いですか？

A 高齢者自身の意識改革も重要です。自己の権利を能動的・予防的に擁護するために、まずは次の指針を意識して生活しましょう。

- ① 自分の暮らす地域で利用可能なサービスを把握しておく
- ② 認知症等に備え、信頼できる親族や友人・知人を意思代弁者とし、依頼事項を文書化しておく。
- ③ 金融資産、動産、不動産等の財産目録を作成する。
- ④ 遺言(公正証書ならなお理想的)を作成する。

いずれも、健康で元気なうちに行っておくことで、要介護期や終末期に効力を発揮します。これからの日本では、高齢者福祉に対する社会負担がますます増大するでしょう。次世代に持ち越されるその負担を少しでも軽減するべく、人生の先輩としてきちんと備えを示す姿勢が、今の高齢者に求められているのではないのでしょうか。

取材協力

武蔵野市立高齢者総合センター所長 服部 哲治
東京都武蔵野市生まれ。早稲田大学法学部卒。社会福祉士、介護支援専門員、武蔵野市福祉公社ソーシャルワーカー、在宅サービス課長。主な著作は「市町村の実務と課題」「高齢者福祉課(共著)」「高齢者保健福祉政策事例集(共著)」「介護保険と武蔵野方式」「高齢者福祉サービスにおけるカウンセリング」等。

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

1980年、全国で初めて武蔵野市が設立した行政関与型非営利の在宅福祉サービス提供機関で、「契約による有償福祉サービス」を開発した。現在、少子高齢無縁社会に対応する包括的利用者支援であるつながりサポート事業、権利擁護事業、成年後見事業等を実施している。「高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせる」社会構築を目指している。

所在地 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 2階
TEL:0422-23-1165

営業時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝や年末年始を除く)

<http://www.fukushikosha.jp>

介護支援の最前線より PART II

ワーク&ケアバランス研究所(東京都渋谷区) 運営管理責任者 和氣美枝さん

認知症状のある要介護者の予定外の外出、つまり「徘徊」に疲弊している介護者は少なくありません。ワーク&ケアバランス研究所主宰の和氣美枝さんもその一人。ご近所の方に迷惑をかけていると知りつつも、そこに頼るしかない介護者の苦悩について、社会全体で考え、受け止めるべきときが来ているのではないのでしょうか。

要介護者の徘徊——最後の頼りはご近所力

一昨年あたりからはじまったという和氣さんの母親の徘徊。幸か不幸かその行動には特徴があり、歩いていて自宅が分からないことに気付くと、母親は手当たり次第にピンポンダッシュをするので、ご近所の方の助けを得てきました。警察に連絡が行ったり、時には保護していただいたり…。介護者として母親のかけている迷惑を重々承知しつつも、和氣さんはそういったご近所の「親切」を心からありがたく思い、頼りにしています。

要介護者の徘徊問題への対処は難しく、とても家族の対策だけではカバーしきれないのが実情です。社会の高齢化が進むなか、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域全体で「理解」や「見守り意識」をもっと高めていく必要があります。

母親を家に縛りつけることだけはやってはいけない、と和氣さんは考えています。母親の行動には母親なりの理由や目的があり、介護者と言えどもその尊厳まで奪うことはできません。代償として起こり得る不慮の事故に対する覚悟もしているとのことですが、そんな和氣さんにとって「近所の方こそ、最後に「母親を守ってくれる存在」です。たとえそれが「通報」というかたちであっても、介護者にとって「地域の見守り」は「要介護者の命を助けていた」だけ行為「以外の何物でもありません」。

和氣美枝 (一社) 介護 離職 防止 対策 促進 機構 代表 理事。ワーク&ケア バランス 研究所 主宰。32歳から同居の母を介護している現役介護者。「介護経験の価値化」の先駆者。経団連や連合をはじめとする様々な経済団体や企業への講演活動、介護離職防止対策アドバイザーの養成などに取り組んでいる。著書に「介護離職しない、させない」(毎日新聞出版2016)がある。



〈書籍のご紹介〉

仕事と介護の両立をサポート！ 介護に直面した従業員に 人事労務担当者ができるアドバイス

現役の働く介護者が説く、介護をしながら働き続けるために必要な情報と支援についてまとめた一冊。人事労務担当者向けですが、現役介護者にも役立つ働きながら介護をするためのヒントが満載です。ぜひ一読ください。

著者：和氣美枝 出版社：第一法規株式会社 価格：2000円(税別)

2018 春のトピックス

高齢者の花粉症患者が増えています。

今や国民病とも言われる花粉症。近年は、高齢になってから花粉症を患う人が増加しています。特に注意が必要なのは、脳は老化していても、花粉症の原因となる抗体の再生能力が衰えていないような高齢者。片づけができず、汚れた部屋で過ごすうちに、花粉症やダニアレルギーを発症します。ご家族の方が気にかけて、室内環境維持をサポートしてください。

相続Q&A 第15回 相続による不動産の名義変更の促進について

Q (質問)

相続による不動産の名義変更(所有権移転登記)の促進について教えてください。

A (回答)

現状、相続による不動産の名義変更(所有権移転登記)は義務ではないため、あまり価値のない不動産については放置される傾向があります。その結果、所有者不明の土地がかなりの面積まで膨らみ、所有者が死亡したまま放置された不動産が空き家問題に発展する等、社会問題化しています。

これを受けて、法務大臣は昨年末の記者会見で「相続登記の促進について更に一層拍車をかけて取り組んでいきたいと思う」

! (教訓)

今後、所在不明土地や空き家問題については、「相続登記の義務化」という議論も出て

とコメントしました。また、税制改正大綱にて「土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置」の創設が見込まれており、そのポイントには次の2点です。

① 二次相続まで発生している土地について、その一次相続についての相続登記の登録免許税は免税する

② 一定の資産価値が低い土地についての相続登記の登録免許税は免税する

現在のところ、平成32年度までの期間で適用されるものとして進んでいくと思われる。

どう変わる? 2018年度の介護保険法改正のポイント

昨年5月に成立した改正介護保険法を受けて、今年介護保険全般について仕組みや制度の内容が大きく変わります。3年ぶりとなる介護報酬改定が行われる他、一部のサービス利用者の自己負担額が引き上げられるなど、現在介護保険によるサービスを受けている方に大きな影響を与える改正内容となっています。下記にポイントをまとめてみました。

- **自己負担額の見直し(2018年8月～)**
 社会保障費抑制と費用負担公平化の観点から、現在2割負担の利用者のうち年金収入+その他の所得が340万円以上の高所得者(年金収入のみの場合は344万円以上の方)の負担割合が3割に上がります(ただし、月額44,000円の負担上限あり)。厚生労働省の試算によると、3割負担の対象となる利用者は約12万人(利用者全体の約3%)と見込まれています。
 - **福祉用具貸与に関する見直し(2018年4月及び10月～)**
 従来、福祉用具のレンタル料は同じ商品でも業者によって差があり、利用者から見ると何を基準に選べばよいのか分かりにくいのが実情でした。こういった不便を解消するために、まず2018年4月より福祉用具貸与事業者に機能・価格帯が異なる複数商品の提示が義務づけられます。さらに10月からは、国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表し、業者は利用者に対してこの全国平均貸与価格と業者の設定価格の両方を提示することに。利用者にとっては商品選択が容易になる他、貸与価格に上限があるためより適正な価格でサービスが受けられるようになります。
- ※上記に記載したポイントは、改正内容の一部を抜粋してまとめたものです。



シルバー川柳 入選作品

物忘れ 知識を少し 捨てただけ

(千葉県 男性 70歳)

〈出典元〉 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

トータルライフケアサービス **Smile Care** スマイルケア

スマイルケア西東京 福祉用具販売・レンタル&介護リフォーム
 介護用品はいつでも **全商品30%OFF**
 即日納品OK! 日・祝日納品OK! アフターケアOK!
 カタログ請求・ご注文 お問い合わせは **042-439-5544**
 〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-2-3 FAX:042-439-5420 (日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケアカスタマーセンター
 不用品処理など日常生活の困りごとから留守中のご自宅の維持管理、不動産の売却・購入・買い替え、相続対策など専門スタッフがサポートを行っています。
まずは、お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。
 無料相談ダイヤル **0120-098-298**
 〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2階 FAX:03-5338-0297 (日曜日、第1・第3土曜日定休)

スマイルケア東久留米 居宅介護支援事業所
 〒203-0032 東京都東久留米市前沢2-10-15-301
 TEL:042-479-1198 FAX:042-479-1197 (土曜日・日曜日定休)

フォワード98株式会社 〒164-0011 東京都中野区中央1-1-1 2F TEL:03-5338-1198 FAX:03-5338-0297
 株式会社アスモ 〒165-0026 東京都中野区新井1-26-4-2F TEL:03-5318-4017 FAX:03-5318-4008

有料老人ホーム選びの **お手伝い**

シニアハウスコム
 有料老人ホーム・シニア向け住宅紹介サイト
<http://www.asumo-seniorhouse.com>

特徴① 入居しないと分からない施設の雰囲気や口コミをご紹介します。

特徴② 施設と入居者を探している方を結びつけるマッチング機能も付いています。

直接お電話にてご相談も可能
【無料ご相談ダイヤル】
0120-5318-77
 受付時間 9:00~20:00(土日含む) ※相談員対応

相続診断士とは

相続の基本的な知識を身に付け、相続診断ができる資格。「笑顔相続の道案内人」として、相続について知識のない相続関係者からヒアリングし、必要な場合は依頼者と各分野の専門家である弁護士や税理士等の間に立ち、情報の整理や問題点の明確化を行う。

相続診断協会 笑顔相続最前線(256)より抜粋

いるため大きな転換点を迎える可能性があります。相続診断士への相談等を通して最新の情報を入手することも、笑顔相続の一環として大切なことではないでしょうか。